＜クーリング・オフの対象となる契約＞
契約者名：
契約締結日：
契約内容：
契約金額：

購入業者の名称　　印
住所
電話番号
担当者氏名

様式第七（第五十七条関係）
［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の特定商取引に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第三条から第五条まで（同条第一項の表第二号に係る部分を除く。）、第十七条から第十九条まで（同条第一項の表第二号に係る部分を除く。）及び第二十条（第一項の表第一号イに係る部分を除く。）の規定は、この命令の施行後に販売業者若しくは役務提供事業者（以下「販売業者等」という。）が受けた売買契約若しくは役務提供契約（以下「売買契約等」という。）の申込み又はこの命令の施行前にその申込みを受けたものを除く。）について適用し、この命令の施行前に販売業者等が受けた売買契約等の申込み若しくはその申込みに係る売買契約等がこの命令の施行後に締結された場合におけるその売買契約等又はこの命令の施行前に締結された売買契約等については、なお従前の例による。

2　新規則第四十五条（第一項の表第一号に係る部分に限る。）の規定は、この命令の施行後に締結された特定商取引に関する法律第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約（以下「業務提供誘引販売契約」という。）について適用し、この命令の施行前に締結された業務提供誘引販売契約については、なお従前の例による。

省　令

○経済産業省令第十六号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第五十三号）の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十六条の三の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十八日

経済産業大臣　梶山　弘志

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
項　目	調査及び予測の内容
一～三	［略］

別表第一の二（第六十一条の二関係）

改正前	
項　目	調査及び予測の内容
一～三	［略］

＜クーリング・オフの対象となる契約＞
契約者名：
契約締結日：
契約内容：
契約金額：

購入業者の名称　　印
住所
電話番号
担当者氏名

様式第七（第四十七条関係）
［同左］